

議案第41号

日進市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日進市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月10日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、日進市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 災害援護資金の貸付けを受ける者の任意により保証人を立てることができることとするとともに、保証人の保証債務の範囲を規定する。
- (2) 災害援護資金の貸付利率について、保証人を立てる場合には無利子とし、保証人を立てない場合には、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は3%から1%に軽減する。
- (3) 災害援護資金の償還方法に月賦償還を追加する。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

日進市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条 例 第 号

日進市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年日進町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める場合は、5年)とする。</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(災害援護資金の限度額等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項に規定する<u>厚生大臣</u>が定める場合は、5年)とする。</p> <p>(利率)</p> <p>第14条</p> <p>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還<u>又は半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日進市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。